

# 일본 독도 전문가 초청 강연 및 토론회 논문집

■ 일시 : 2009년 10월 30일(금), 14:00 ~ 18:00

■ 장소 : 경일대학교 인문사회과학대학 세미나실

■ 주최 :  경상북도

■ 주관 : 경상북도 독도연구기관 통합협의체

## 対話を成り立たせるために

池内 敏 (いけうち さとし)

はじめに

学問・研究を進めていくことは、それ自体が対話の積み重ねにもとづく行為である。学問・研究(とくに歴史学)は一見すると個人的な営為のように見えながら、実は直接的・間接的な協業である。先行研究や論拠を明示し、何がどこまで明らかになり、何がどのような疑問として残されているかを明示する。そうやって研究の現状を克明に残すことにより、方法論的未熟さによって現段階では十分に解明できないことがらも、将来、何人かによって解決が与えられるかもしれないからである。もちろん、未熟なりとも当座の結論を求められる場合もあり、その折りには何らかの弱点が残されている場合もあろう。弱点は弱点として謙虚に保留し、解決が与えられる時の熟するのを待てばよい。こんにちの竹島/独島の歴史学的研究に著しく欠如しているのは、そうした謙虚さである。

たとえば現在、政府機関レベルでは以下のように真っ向から対立する主張がなされている。「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です」(日本外務省『竹島—竹島問題を理解するための10のポイント』、2008年2月)と、「独島は、歴史的に大韓民国の固有の領土です」「独島は、国際法上も大韓民国の固有の領土です」(韓国海洋水産開発院・独島研究センター『独島は大韓民国固有の領土です』、2008年7月)である。それぞれ自らの主張を裏付けるために、竹島/独島と日本/韓国との歴史的關係性を具体的史実とともに述べているが、そこに見えるのは恣意的な史実の選択と解釈である。日本外務省のパンフレットに対しては内藤正中が批判を加えており[内藤正中2008]、部分的には疑問が残るものの、「この間違いだらけの外務省パンフレットに振り回されて、日本国民が恥をかくことだけは避けたい」とする内藤の言には共感する。一方、韓国海洋水産開発院・独島研究センターのリーフレットについて批判した文章を知らないが、こちらもまた、とてもそのままに首肯できるような内容ではない。にもかかわらず、いずれのパンフレット(リーフレット)も自らの弱点に触れることはなく、ひたすら相手の弱点をあげつらう非難の応酬に終始する。これは、自分の主張だけが正しく、その正しい主張を相手に丸呑みさせようとする態度である。竹島/独島問題の解決にあたって、こうしたやり方は行き詰まっている。

いま必要なのは、互いに一方的な非難の応酬を継続することではなく、対話である。そして対話を成り立たせるためには、まず歴史的事実を直視し、自らの弱点を謙虚に見つめ直す必要がある。本稿は、そうした対話のための、関連する史実の素描と試論である。

なお、あらかじめ一言付け加えておく。報告者はいま、竹島/独島が日本領であるとか韓国領であるとかの結論をもっていない。その最終的な帰属は歴史的事実にしたがって決定されればよいと考えている。

## 一 江戸幕府と明治政府の竹島／独島に対する領有意識

### (1) 二つの竹島渡海禁令<sup>(1)</sup>

1417年以後、朝鮮王朝政府は鬱陵島空島化政策を採り朝鮮人の渡航・居住を厳禁したから、鬱陵島は永らく無人島のごとき様態を呈していた。そこに日本人の姿が見えるのは1590年代からのことである<sup>(2)</sup>。山陰地方沿岸部の人々のなかには意識的に竹島（鬱陵島）渡海をする者たちがあり、ひとつの藩領を越えて各地に潜在的に競合する勢力があったから、鳥取藩領米子町人大谷・村川両家は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ必要とした。両家は寛永2年（1625）、鳥取藩主池田光政宛の老中連署奉書（「竹島渡海免許」）を得て、競合する勢力を排除したり配下に収めたりしながら、大谷・村川両家は竹島（鬱陵島）渡海の利権を排他的に確保していった<sup>(3)</sup>。

ところで、上記のように「竹島渡海免許」が同業他者を排除するために得たものである以上、大谷・村川家は竹島（鬱陵島）を「自分たちが拝領したもの」と主張しこそすれ、彼らが「日本領」だと主張する利点は何も無かった。また寛永2年以後、大谷・村川家に雇われない限りは竹島（鬱陵島）への渡海は困難であったから、一般的・客観的にこの島が「日本領」であったとは言い得ない。

一方、文献史料に松島（竹島／独島）が明瞭な姿を現すのは1640年代後半のものと思われる大谷道喜あて石井宗悦書状（大谷家文書）においてである。書中で宗悦は、村川市兵衛が「70～80石程度の小船で松島（竹島／独島）へ行き、そこにいるアシカを鉄砲で追い立てれば、アシカは竹島（鬱陵島）の方へ逃げてゆくだろうから、そうすれば竹島（鬱陵島）での収穫も増えるに違いない」と述べたことを記す。ここに示されている松島（竹島／独島）の利用価値は、その島自体の漁獲ではなく、竹島（鬱陵島）での漁に付随して生じる場所にあったことが明らかである。

さて、元禄5年（1692）と同6年、大谷・村川家の船は竹島（鬱陵島）で朝鮮人漁民と競合し、連年で漁にならなかった。そのため大谷・村川家の船は竹島（鬱陵島）にいた朝鮮人のうち二人（安龍福と朴於屯）を米子に連れ帰り、その送還を契機にして「竹島（鬱陵島）への朝鮮人出漁禁止」を求める日朝交渉が始められた（元禄竹島一件）。

この交渉は紆余曲折をたどって難航し、やがて膠着状態に陥った。元禄8年（1695）、対馬藩では事態を打開するために幕府と協議することを決め、江戸での協議が11月末から始められた。12月24日、老中阿部正武は鳥取藩江戸藩邸に対して竹島（鬱陵島）に関わる七点の確認を行った。その第一点めは「因幡・伯耆に付属する竹島（鬱陵島）は、いつの頃より両国（因幡・伯耆）に付属したものか」というものであり、翌日なされた鳥取藩の回答は「竹島（鬱陵島）は因幡・伯耆に付属するものではない」というものであった。この回答を受けて阿部は、年明け早々の元禄9年正月9日、対馬藩家老に対し「鳥取藩江戸藩邸に問い合わせたところ、竹島は因幡・伯耆に付属する島というわけでもなく、藩領民がそこへ渡海して漁を続けてきたというに過ぎない。もともと朝鮮領だったものを日本領にしたのでもなく、日本人が住んでいるわけでもない。」と述べた。その上で阿部は、当初の交渉意図とは逆に日本人の竹島渡海禁止を認めても構わないとまで述べた。

幕府は正月25日にも鳥取藩に対して事情聴取を重ね、松江藩に対しても領民の竹島（鬱陵

島）渡海について確認を行っている（正月26日付で返答）。これらを踏まえて幕府は、鳥取藩領（因幡・伯耆）民の動向さえ把握できれば事態は収拾できると判断し、同28日、日本人の竹島（鬱陵島）渡海禁止を鳥取藩主に命じた（元禄竹島渡海禁令）。禁令が朝鮮側にも伝えられる必要があったから対馬藩もまた禁令を交付されたが、それは全国法令ではなかった。現実には渡海を行ってきた鳥取藩領民に対する規制さえなされれば渡海禁止の実があがると判断されたからである。こうした点から翻って考えてみても、元禄竹島渡海禁令が出される前の竹島（鬱陵島）は、日本人一般が渡航できるような日本領と認識されてはいなかったことが明らかである。そして、この渡海禁令によって、竹島（鬱陵島）は日本の版図外であることが日本の中央政府レベルでも確認されたのである。

なお、松島（竹島／独島）については、幕府は竹島（鬱陵島）とは別に鳥取藩に対して確認作業を行っており、「松島（竹島／独島）は鳥取藩領ではない」「鳥取藩領民以外で松島（竹島／独島）へ漁をしに行くのは聞いたことがない」と返答している。したがって、元禄竹島禁令中に松島（竹島／独島）に関わる明文記載は何も無いものの、鳥取藩領民の竹島（鬱陵島）渡海が禁止されれば松島（竹島／独島）渡海を行うものは自動的に消滅したから、徳川幕府は松島（竹島／独島）もまた自らの版図外と位置づけたこととなる。

ところで、天保7年（1836）、石見浜田藩の今津屋八右衛門による竹島（鬱陵島）渡海が発覚し、処刑された。同8年、幕府は改めて「天保竹島渡海禁令」を出して日本人の竹島（鬱陵島）渡海を厳禁した。これは、竹島（鬱陵島）が日本の版図外であることの政治的確認が江戸幕府によって再度なされたことを意味している。

### (2) 明治期における竹島／独島の位置づけ

明治9年（1876）、島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対して翌年なされた太政官の回答は「本邦関係これ無き義と相心得べきこと」というものであった。「本邦関係これ無き」つまり日本の版図外と見なされた「外一島」が松島（竹島／独島）であることは、付属書類で位置・形状ともに明記された。こうした判断のよりどころは、元禄竹島一件に際しての江戸幕府の最終決定（元禄竹島渡海禁令）であった[堀和生]から、松島（竹島／独島）を版図外とする江戸幕府の見解が明治政府にも引き継がれたことが、ここに明らかである。

鬱陵島および竹島／独島を版図外とするのが明治政府の判断であった一方で、幕末から1880年代にかけて、日本人による鬱陵島渡航の試みは繰り返された[堀和生]。鬱陵島にはその島単独での材木伐採や漁獲などの有用性が認められたからである。しかし同時に江戸時代の竹島（鬱陵島）渡海禁令の趣旨は明治政府に引き継がれたから、鬱陵島渡航はそのつど否定された。

ところで、「天保竹島渡海禁令」には弱点が含まれていた。竹島（鬱陵島）を「元禄の度、朝鮮へ御渡しに相成り候以来、渡海停止仰せつけられた」島と説明した点である。竹島（鬱陵島）はそもそも朝鮮領であるとしたのが元禄期の幕閣の判断だから、もともと日本領だったものを朝鮮へ譲り渡したと含意する天保禁令の文面は史実と相違する。しかしながら、それが全国法令として知らしめられただけに、「朝鮮へお渡しに相成り候」竹島（鬱陵島）なる知識は

幕末期に流布することとなった。そして、そうした「常識」は明治維新政府による「本邦関係これ無き」とする判断によっていったん否定されたのち、1890年代にはふたたび脚光を浴び始めた〔池内敏2005〕。

こうして1900年前後の鬱陵島滞留日本人の数は約200人を数え、季節によっては1000人を越えるようにもなった。1880年代までは日本政府も鬱陵島への日本人の渡航禁止措置を履行し続けたが、1900年前後になるとそうした措置がなされなくなり、日本人の鬱陵島渡航を後押しさえすることとなった。こうして鬱陵島を根拠地としての漁業が展開するようになると、その島単独では有用性を認められなかった竹島／独島に着目する者が再び現れるようになった。1903年から竹島／独島で本格的なアシカ猟を開始した中井養三郎もそうした一人であった。1904年秋、中井は竹島／独島における漁業権独占を企て、まず大韓帝国政府に対して同島の貸下願いを提出しようと考えた。次いで中井は牧朴真水産局長・肝付兼行海軍水路部長と面会して翻意し、「リヤンコ島領土編入ならびに貸下願い」を内務省・外務省・農商務省に対して提出することにした。その際、内務省は竹島／独島の領土編入に難色を示したが、牧朴真・肝付兼行・山座圓次郎（外務省政務局長）らの説得により領土編入への道筋がつけられることとなった。そして1905年1月28日の閣議で竹島の日本領編入が決定された。山座圓次郎らを突き動かしたのは、日露戦争遂行中の当時であって、ロシア艦隊に対抗するための施設が必要だとする軍事的要請であった〔堀和生〕。

ところで、中井が竹島／独島を大韓帝国の領土と見なしていたことは彼の行動から明らかである〔堀和生〕。また同時代に書かれた葛生修亮『韓海通漁指針』（1903年）、岩永重華『最新韓国実業指針』（1904年）、田淵彦彦『韓国最新地理』（1905年）等の記述からも、当時、日本人のあいだで竹島／独島を大韓帝国領と見なす考えが少なからずあったことも指摘されている〔金炳烈・内藤正中2006、内藤正中・金炳烈2007、内藤正中2008〕<sup>(6)</sup>。堀和生や内藤正中は、そうした状況下にもかかわらず、当時の軍事的要請が優先されて竹島の日本領編入がなされた事実注意到喚起するのである。

## 二 朝鮮王朝と大韓帝国の竹島／独島に対する領有意識

### (1) 于山島について

文献上に見える于山島がこんにちの独島のことを指し、于山島の名が多くの文献や古地図類に現れ続けることをもって古来連綿として韓国領であったことの証左であるとする主張は根強い。また同様に、そうした理解に対する反論も根強く、前述の日本外務省のパンフレットも文献上に現れる于山島が必ずしも独島と一致しないことを指摘する。

日本外務省の見解のそもそもを訪ねると川上健三に行き着く。川上は于山島なるものは存在せず、それが今日の竹島に該当することはありえないと主張した(于山島非存在説)。鬱陵島と区別された島としての于山島は実在せず、于山島は鬱陵島のことを指すとの立場である。この見解に対して堀和生は「于山島非存在説によって、一六世紀以降多くの文献、地図中に登場する于山島をすべて否定してしまう」のは川上説の大きな欠陥であると述べた。少なくとも安龍福が述べた于山島<sup>(7)</sup>は松島(竹島／独島)と一致すると考えられたから、于山島＝独島なる理解を全否定することはできないというのである。

「于山島＝独島なる理解を全否定することはできない」とする堀和生の主張は理解できるものの、だからといって「歴史的文献に現れる于山島がすべて竹島／独島を指す」とする主張は実証的に成り立たない。川上健三に立ち戻るまでもなく、およそ竹島／独島として理解することが不可能な于山島も文献上にいくつも指摘できるからである。一例として『太宗実録』1417年2月壬戌条に現れる于山島を挙げてみよう。この年、于山島へ赴いて戻った按撫使金麟雨は、その地の土産として「大竹・水牛皮・生芋・綿子」等々を持ち帰るとともに、その島には15戸86人が居住していたことを復命報告している。1417年に始まる鬱陵島空島政策に言及した慎鏞廈は「独島は岩礁だから、人が住むことはできず、(空島政策採用時に一引用者注)問題とはされなかった」〔慎鏞廈1996〕と述べるから、「15戸86人が居住していた」于山島が竹島／独島であるはずがない。

ところで、「朝鮮の地図で、鬱陵島と別に于山島が登場するのは、…数百枚にも及ぶという。勿論それらは古地図であるから、鬱陵島と于山島の位置関係や大きさは、必ずしも正確とはいえない。しかし、これほど多くの地図が二島を併記している事実は、朝鮮において于山島の存在が広く知られていたことを示している」〔堀和生〕ともいう。朝鮮王朝で作成された朝鮮図のなかに鬱陵島と于山島が併記されるものが数多いのは確かな事実である。しかしながら、それらを可能な限り編年整理してみると、両島の記載に時期的な特徴が浮かび上がることも今日ではよく知られている。その変遷は概ね以下のようなものである。(A)18世紀初頭までの朝鮮図では、鬱陵島の左側に于山島が描かれ、大きさも両島同じくらいに描かれる。(B)18世紀初頭を過ぎると、鬱陵島の南側や東側・東北側に、鬱陵島よりも小さく于山島が描かれるようになる。そして、(C)18世紀半ば以後にあつては、鬱陵島の東北隅に、鬱陵島に接する格好で、鬱陵島よりはるかに小さな島として描かれるようになる。

ここで、(A)から(C)にいたる間に、描かれた朝鮮半島全体の姿が実測図に近い正確さを示すように変化してゆく点に注意が必要である。朝鮮王朝期における朝鮮図の発達史の教えるところによれば、18世紀後半に方眼式大縮尺の郡県図が作成され、それらを編集することにより、実測図でないにもかかわらず実測図に近い正確さで朝鮮全図が作成されてゆくようになるという〔蒋尚勳〕。こうした方眼式大縮尺全国地図は、20里×20里の方眼が縦に4つ、横に7つ並べられた画面のなかに各地域が収められ、そうやって描かれた各地域の集積として実測図に近似した正確性をもつ朝鮮全図が完成した。そうした地域図の一枚に鬱陵島図がある。そこでは、大きな鬱陵島とその東北隅にある小さな于山島が、先述の縦4つ横7つの方眼一枚のなかに収まっている。この縮尺と現実の位置関係とを対比すれば、この于山島は竹島／独島では決してありえない。

「古地図であるから、鬱陵島と于山島の位置関係や大きさは、必ずしも正確とはいえない」というのを口実にして、これまで(A)(B)における于山島に竹島／独島と一致する可能性を見出してきたのだろう。しかし、現代韓国における古地図の発達史研究を踏まえれば、少なくとも18世紀半ば以後に見える朝鮮全図の于山島には、実測図に準じる位置と大きさの正確さが反映されていると見なければならず、その位置と大きさから判断すれば現在の竹島／独島とは一致しない。

于山島を如何様に理解するかにあたっては腑分けが必要であり、きちんとした分析を抜きにしたまま、「于山島＝独島が文献上・地図上に連綿として続いてきたから韓国領である」という「伝説」だけが一人歩きするのは、問題の理解を誤らせるだけである<sup>(8)</sup>。

(2) 大韓帝国勅令第41号

竹島／独島が韓国領だと主張する際に、「于山島＝独島が文献上・地図上に連綿として続いてきたから韓国領である」と述べていたはずなのに、1900年以後の論証では突然「于山島」に言及しなくなるのも不思議である。韓国海洋水産開発院・独島研究センター『独島は大韓民国固有の領土です』でも「大韓帝国が1900年に公布した勅令第41号には、独島が鬱陵島郡守の管轄区域に属することが明記されています。」と述べた途端、于山島はどこかへいなくなってしまう。

さて、大韓帝国勅令第41号は、鬱陵島を鬱島と改称し、郡に昇格させて郡守を配置するというものである。鬱島郡守の管轄を定めたのが第二条で、そこに「区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄すること」と記される。この「石島」が独島だとして「独島が鬱陵島郡守の管轄区域に属することが明記されています」という。しかしながら、果たして大韓帝国勅令第41号にいう「石島」が独島と一致するというのは、どのような論証を経て確定されたものだろうか。

『独島は大韓民国固有の領土です』に関連する記述を拾ってみよう（傍線部分は引用者による）。

A 韓国政府は、1900年に大韓帝国勅令第41号を公布して、鬱陵島を鬱島と改称し、行政上の地位を高めるとともに、独島を現地名の「石島」と表記して大韓帝国の管轄区域として再度確認しました。

B 「石島」という名前は、石でできた島という意味で、現地の人々が使っていた名称の「ドクソム」（「ドク」は石、「ソム」は島を表す韓国の方言）を、その意味に従って漢字表記したものであります。当時の一般的な漢字表記方式によりますと、「ドクソム」は、「石島」「独島」どちらでも表記できました。

勅令は中央政府が定めたものである。それまで朝鮮政府中央の独島に対する確固たる領有認識が、官選史書の上でも地図上の記載でも「于山島＝独島」として連綿として続いてきたとするならば、なぜ勅令で「于山島」を管轄すると明記しなかったのだろうか。なぜ突如として勅令に「現地名の「石島」」を使用せねばならなかったのか。そもそも当時、竹島／独島が現地で「石島」と呼ばれていたとか、現地の人々が「ドクソム」という名称を使っていたというのは、いったい何を論拠としているのだろうか。

竹島／独島を鬱陵島在住の韓国人がどのように表記していたかについての最古の記録は、日本海軍軍艦新高の1904年9月25日付日誌中の記述「『リアンコルド』岩、韓人之ヲ独島ト書シ、本邦漁夫等略シテ『リヤンコ』島ト呼称セリ」である〔堀和生〕。報告者はいま、1904年当時の鬱陵島在住韓国人が「独島ト書シ」たとする記録以外に、関連する史料を知らないし、現地名が「石島」であったとする史料など寡聞にして知らない。既知の史料によれば、現地の人々が「独島ト書シ」ていたことが分かるまでであって、その漢字熟語を「ドクソム」と読んで（呼んで）いたかどうかは、この史料だけからは分からない。仮に「ドクソム」なる

発音が「石島」「独島」どちらでも表記できようとも、「独島」が「ドクソム」と発音されていたか否かが検証できない以上、「石島」と「独島」の互換性は可能性の域を出るものではない。また現地で「石島」と表現されていた証拠が何も無い以上、勅令第41号で竹島／独島を意味する現地名の「石島」を使ったなどと述べるのは、学問的手続きを経て論証された結論ではない。

勅令第41号にいう「石島」が独島に一致することが直接的に証明されたことは、これまでに一度もない。李漢基は、「独島の「ドク」は、すなわち「石」と解釈できる…「ドクソム」という固有語を漢字で表現して独島ないしは石島としたものようである」と述べ、さらに注記で1953年9月9日付大韓民国駐日代表部口上書の一節を以下のように引用する。「韓国の慶尚道方言によれば、「ドク」は石ないしは岩の意味である。「ドクト」は石島ないしは岩島を意味する。「ドクト」の発音が一致する独島は（以下略）」と。一方、慎鏞廈は、「当時、鬱陵島住民の絶対多数は全羅道出身の漁民たちであって、全羅道方言で「ドル」を「ドク」とし、「ドルソム」を「ドクソム」とするのはよく知られた事実である。大韓帝国政府は、「ドクソム」を意識して「石島」としたのである。鬱陵島の初期移住民たちの民間呼称たる「ドクソム」「ドクト」を、その意を採って漢字表記すれば「石島」となり、発音を採って表記すれば「独島」となる。」と述べる。片や慶尚道方言から説明し、片や全羅道方言から説明する、こうした状況が明らかにするのは、当該の議論が「石島」と「独島」は一致するという前提から出発し、その一致をいかに説明するかに腐心している様子だけである。「石島」と「独島」が一致することの客観的な説明たりえていない。

ところで、『独島は大韓民国固有の領土です』は、次のような説明もする。

C 鬱島郡守の沈興澤が1906年に江原道観察使宛に提出した報告書の中で何の躊躇もなく「本郡所属独島」とした事実からして、その時以前に独島は鬱島郡守の管轄区域に含まれており、鬱島郡守もその事実を熟知していました。

D 勅令第41号以後の鬱陵島の官制に関する別の勅令が公布されたことがないから、1900年の勅令第41号に基づいて鬱島郡守が独島を管轄し続けたことが分かります。

1906年に、「独島」は鬱島郡守の管轄区域であったという。一方、1900年の勅令第41号には「独島」を管轄区域として明記していない。ことは中央政府レベルでの行政区域の画定問題である。仮に「石島」と「独島」が同じ島を指すものだとすれば、1900年と1906年のあいだで、二つの島の名称が異なることについての行政文書での説明が残されておらねばならず、また「独島」を管轄領域とすると明文規定がなされなければ、末端行政官が遵守しようがない。「勅令第41号以後の鬱陵島の官制に関する別の勅令が公布されたことがない」とすれば、それはとりもなおさず「独島」が管轄領域としては中央政府レベルでの認知を経ていることを示すものにほかならない。『独島は大韓民国固有の領土です』における説明は、論としてまるで転倒している。

### (3) 安龍福英雄伝説

『独島は大韓民国固有の領土です』は、安龍福事件に関わって次のように述べる。

E 日本政府はこれまで安龍福の陳述はすべてが偽証であると主張してきました。しかし、2000年5月に日本の隠岐で発見された、安龍福に対する取調べの記録である「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」は、安龍福の陳述の信憑性を証明してくれました。

F 安龍福は、当時日本で「竹島」と「松島」と呼ばれていた島が朝鮮の江原道に属する「鬱陵島」と「独島」であることを明確に認識し、それを日本側に対して主張したことが、この史料によって確認されました。

さて、問題となる安龍福の陳述は以下の通りである。

東萊人安龍福が母を訪ねて蔚山に至り、僧雷憲らと偶然に出会った。鬱陵島が物産豊かであることを説き、あわせて一名で(a)鬱陵島へ渡航した。すると日本船が多数来泊していたので、安龍福は「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。これに対して日本人は「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでで、今ちょうど帰ろうとしていたところである」と弁明した。これを聞いて(b)安龍福は「松島とはすなわち子山島(于山島)のことではないか。これもまたわが国の土地である。どうしてそんなところに住んでいるのか【松島即子山島、此亦我国地、汝敢住此耶】」と述べ、逃げる日本人を追跡し、船を曳いて子山島(于山島)に到った。島では日本人が釜を並べて魚を煮ていたので、安龍福は再び厳しく叱責した。(c)日本人がさらに逃走するのを追いかけて、安龍福たちは隠岐島に到った。

隠岐島主が来航した理由を尋ねると、安龍福は、(d)以前ここへ来たときに「鬱陵・子山等の島を朝鮮領として日本との境界と定める」という関白(徳川将軍)の文書を得た【頃年吾入来此処、以鬱陵・子山等島、定以朝鮮地界、至有関白書契】。それなのにこの国はきちんと決まりが守られない国であって、今度もまた境界を犯す者がいる。これはどういうことなのか、と述べた。それで(島主が)そのことをすぐに伯耆州へ伝えようと言ったが、しばらく何の音沙汰もなかった。それで安龍福は憤慨に堪えず、船に乗って伯耆州へ直行した。(e)鳥取藩では「鬱陵子山両島監税将」と名乗って来意を通告したところ、人馬を送って安龍福らを出迎えた。(f)安龍福は青帖裏の官服・黒布の冠・皮靴を身にまとって輿に乗り、ほかの同行者たちは馬に乗って鳥取城下へ向かった。

(g)鳥取藩庁では安龍福は藩主と対座し、他の同行者たちは中階に座った。藩主から来た理由を問われ、「前に鬱陵・子山両島に関する将軍の文書を得たのは明らかなのに、それを対馬藩主に奪われてしまった【前日以両島事、受出書契、不啻明白、而对馬島主、奪取書契】。対馬藩では日朝間のあいだでさまざまな偽造と非法が横行している。自分はこうした数々の罪状を将軍に訴えたい【吾将上疏関白、歴陳罪状】」と答えた。鳥取藩主はこれを認めたので、李仁成に訴状を書かせて提出しようとしたところ、(h)対馬藩主の父がやってきて鳥取藩主に以下のよ

うに懇願した。こうした訴状が提出されたら、わが子(対馬藩主)は必ずや重罪を得て死ぬこととなるだろう。どうか提出するのを思い留まってほしい、と【島主之父、来懇伯耆州曰、若此疏、吾子必重得罪死、請勿捧入】。

(『肅宗実録』肅宗22年(1696)年9月25日条)

この陳述については別途検討したところだが[池内敏2008]、傍線(a)~(h)のうち、その陳述内容に客観的な裏づけがとれるのは(e)の一ヶ所のみである。その他の七ヶ所は、実際にはありえない内容である。それを「偽証」と述べるか否かはともかくとして、こうした安龍福陳述における「実際にはありえない内容」が、隠岐・村上家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」によって覆されたことは、一つもない[池内敏2007A]。したがって『独島は大韓民国固有の領土です』の文書Eは事実と反する記述である。また、隠岐・村上家文書「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」において、安龍福がFのような主張をしたことは一切ない。この文章Fも誤りである。

韓国の中学校・高校の歴史教科書では、近年とくに安龍福を英雄視するような記述が目立つ。しかしながら、安龍福が独島を護った事実は存在せず、朝鮮王朝に独島を護った英雄となつたこともない。そもそも独島を護ろうとする意志は彼には微塵もなかったからである。それが英雄として祭り上げられるようになったのは、どれほど早く見積もってみても1960年代以後のことである[池内敏2009]。歴史的事実に基づかない誤謬が、あたかも真実であるかのごとき装いで若い世代の歴史教育の現場で繰り返し語られることは、百害あって一利も無い。

おわりに

竹島/独島をめぐる議論のなかには、検証に耐えない「伝説」が多すぎる。その最たるものが「歴史的にも国際法上も、明らかに我が国固有の領土です」なる主張である。

江戸幕府は、元禄竹島渡海禁令・天保竹島渡海禁令の二つによって竹島(鬱陵島)・松島(竹島/独島)が日本の版図外であることを政治的に確認した。また明治10年(1877)の太政官の回答「本邦関係これ無き義と相心得べきこと」によって、松島(竹島/独島)を版図外とする江戸幕府の見解が明治政府にも引き継がれた。20世紀初め、リヤンコ島の漁業権を排他的に独占しようと考えた中井養三郎が、リヤンコ島を韓国領と見なすだけの客観的条件があり、内務省はリヤンコ島の日本領編入に消極的でもあった。そうしたなかでの1905年1月28日の閣議決定である。

一方、古文書・古地図上に連続して現れるように見える于山島の存在をもって、古来独島が韓国領であり続けたとは主張できないし、大韓帝国勅令41号も、1900年以来独島を政府の管轄下に置いたことの証左としては十分に説得的ではない。鬱陵島の韓国人が独島の存在を知ったのは、どれほど古く遡らせてみても、1880年代における鬱陵島空島化政策放棄以後のことではない。

どうやら、19世紀末~20世紀初の時期までは、日本も韓国も、竹島/独島に対する国家的な領有意識の存在を証拠立てることができない。この問題は、こうした事実を直視するところから再構築する必要があるように思われる。



【注】

(1) 本章での記述は、とくに注記しない限り、[池内敏2006、2007B]による。

(2) 伯耆人弥七が「いそたき人参」を興福寺多門院英俊のもとにもたらしたのが天正20年(1592)、出雲三尾関の馬多三伊(又左衛門か)ら七名が鬱陵島出漁中に漂流して朝鮮に到ったのが元和4年(1618)、密かに竹島(鬱陵島)渡海を行っていた対馬人弥左衛門・仁右衛門親子(または鷲坂弥左衛門親子)が捉えられて処罰されたのが同6年(1620)のことである。また、鳥取城下の初期商人石井宗悦も1640年代に竹島(鬱陵島)渡海に関心を示していた。1660～80年のころには大谷・村川以外の「他所の者」が竹島(鬱陵島)に入り込んで木材の伐採を試み、大谷・村川両家とのあいだで利権争いを生じている。

(3) 漁は、毎年一度、2～3月ころに米子から出雲三尾関、隠岐福浦を経由して竹島(鬱陵島)渡海がなされ、7月ころまで島に滞留しながら行われた。漁が終われば鳥取藩領に戻ったから誰もそこに居住したわけではない。

(4) この復活嘆願が認められることはなかった。

(5) 大谷・村川両家は「松島渡海免許」なるものを求めもしなかったし、発行もされなかった。「松島渡海免許」なるものは原本・写本ともに伝来せず、発給されたとする記録もない。また、大谷・村川の船に携行された事実もなく、竹島渡海禁令発布に関連して幕府が松島(竹島/独島)について鳥取藩に事情聴取を行った際に、「松島渡海免許」が添付されることもなければ言及されることすらなかった。これら要するに、「松島渡海免許」なるものは存在しないことの証左である。慎鏞廈は、「…当然に松島渡海免許も外国へ行くパスポートたる渡海免許であった。…したがって日本徳川幕府が1656年ころに松島渡海免許を大谷家に発給したことは、竹島(鬱陵島)と同様に松島(独島)も外国(朝鮮)の領土と認識していたからであった。」と述べる(「歴史的にみた独島領有権」、国際高麗学会ソウル支会ワークショップ「韓半島国境設定の歴史的背景と懸案」における基調講演要旨。2008年12月19日)。研究史の現状を踏まえない時代錯誤な発言である。

(6) [金炳烈・内藤正中2006]では、岩永重華『最新韓国実業指針』の江原道編にヤンコ島が配置されること、葛生修亮『韓海通漁指針』では江原道のリャンコ島として記載されるとの指摘がなされるに留まるが(258頁)、[金炳烈・内藤正中2006]の日本語版にあたる[内藤正中・金炳烈2007]では岩永・葛生両書の該当部分が史料引用される(87-88頁)。この引用された記述を参照すると、岩永・葛生がヤンコ島・リャンコ島(竹島/独島)を江原道に所在する島と認識していたことまでは十分に理解できるが、「独島がヤンコ島と呼ばれ、韓国領の島として取り扱われていることは、(韓国が一引用者注)領有権を確立していることを意味している」[内藤正中2008]と述べるのは逸脱ではないか。岩永・葛生両書に見えるのは、二人の日本人の地理認識に過ぎず、両書の記述から大韓帝国による領有権の確立まで読み取ることは史料解釈として無理があるからである。

ついでながら、[金炳烈・内藤正中2006]と[内藤正中・金炳烈2007]は、同一書の韓国語版・日本語版のはずなのに、内容に大きな違いが存在する。とりわけ韓国語版に収録された金炳烈論文のうち重要な論点(解釈や事実認識の誤り)で日本語版に掲載されないものがあることについて、何らの説明がないのは不審である。主張を撤回したのであれば韓国語版も速

やかに訂正されてしかるべきだろうに、それがなされないのもさらに不審である。万一、韓国向けと日本向けで主張を使い分けているとすれば、言語道断である。

(7) この場合、「子」山島は「于」山島の誤記と見なされているかのようである。

(8) これは蛇足になるが、日本外務省のパンフレットにおける「文献上に現れる于山島が必ずしも独島と一致しない」とする主張に対する内藤正中の批判[内藤正中2008]は、私には何とも理解しがたく、納得できるものではない。

【参考文献】

- 池内敏[2005]「近世から近代にいたる竹島(鬱陵島)認識について」、『日本海域歴史大系』4(近世編I)、清文堂  
——[2006]「「竹島/独島=固有の領土論」の陥穽」、『RATIO』2、講談社  
——[2007A]「隠岐・村上家文書と安龍福事件」、『鳥取地域史研究』9号  
——[2007B]「近世日本の西北境界」、『史林』90巻1号  
——[2008]「安龍福と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』10号  
——[2009]「安龍福英雄伝説の形成ノート」、『名古屋大学文学部研究論集(史学)』  
川上健三[1966]『竹島の歴史地理学的研究』、古今書院  
金炳烈・内藤正中[2006]『韓日専門家がみた独島』、タダミディア(ソウル)  
慎鏞廈[1996]『独島の民族領土史研究』、知識産業社(ソウル)  
蔣尚勳[2007]「朝鮮後期分帖式大縮尺全国地図の製作と〈朝鮮図〉」、『朝鮮図』、韓国国立中央博物館(ソウル)  
内藤正中・金炳烈[2007]『史的検証 竹島・独島』、岩波書店  
内藤正中[2008]『竹島=独島問題入門』、新幹社  
堀和生[1987]「一九〇五年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24  
李漢基[1969]『韓国の領土』、ソウル大学校出版部(ソウル)

\*本稿は、2009年2月21日、明治大学で開かれた日本・韓国共同シンポジウム「竹島/独島問題の平和的解決をめざして」における口頭発表原稿である。ただし韓国語原稿は書き改めた。